

●香川県監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、高額備品の購入、管理及び活用状況について監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成24年3月23日

香川県監査委員	仲	山	省	三
同	鍋	嶋	明	人
同	綾	田	福	雄
同	黒	島		啓